

国土強靱化基本計画について

基本法における国土強靱化基本計画の位置付け

国土強靱化基本計画の策定

※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化基本計画を定めること。

○策定手続

◆案の作成(推進本部)

- ※ 都道府県、市町村等の意見聴取
- ※ 透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

◆閣議決定

○記載事項

- ・ 対象とする施策分野
- ・ 施策策定に係る基本的指針
- ・ その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

指針となる

国の他の計画

(国土強靱化基本計画を基本とする)

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

脆弱性評価の実施

※ 国土強靱化基本計画の案の作成に当たり、推進本部が実施。

- ・ 推進本部が指針を作成。
- ・ 最悪の事態を想定し、総合的・客観的に行う。
- ・ 関係行政機関の協力を得て実施。

評価結果に
基づき策定

脆弱性評価の結果
の検証

調和

国土強靱化地域計画の策定

※ 国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。

[都道府県・市町村が作成]

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

都道府県・市町村による施策の実施

国土強靱化基本計画の策定方針案

○有識者の意見（ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会（H25年3月～））

○脆弱性評価の試行（H25年4月～5月）
・各府省庁が実施している施策の有無で評価

○都道府県、民間団体から意見聴取
・自由意見

○法に基づく新たな脆弱性評価（H26年1月～3月）
・脆弱性の評価の指針（H25.12.17決定）に基づき
 * 指標を用いた定量的な評価
 * 脆弱性に関する総合的な分析・評価

プログラム・施策分野毎に整理

○都道府県、市町村等から意見聴取
・政策大綱を基に意見聴取

国土強靱化政策大綱（H25.12.17決定）

【政策大綱の構成】

- はじめに
 - 政策大綱の位置付け
- 第1章 基本的考え方
 - 四つの基本目標
 - 基本方針（17項目）
 - 特に配慮すべき事項（8項目）
 - PDCAサイクルにより順次ステップアップ
- 第2章 プログラムの推進方針
 - 事前に備えるべき8つの目標
 - 45プログラム（15プログラムは特に重点的に実施）
- 第3章 施策分野の推進方針
 - 12個別施策分野・3横断的分野
- おわりに ～強靱な国づくりに向けて～

国土強靱化基本計画

【策定方針案】

- 政策大綱を基として、上記の脆弱性評価・関係者意見聴取等を踏まえて作成。

（ポイント）

- プログラムの推進方針、施策分野の推進方針の見直し
 - ・45プログラム、施策分野（12施策分野、3横断的分野）に係る推進方針
- 計画の推進方針の追記
 - ・国の他の計画の見直し、必要な修正
 - ・地方公共団体における地域計画の策定・推進の促進
 - ・内閣官房が中心となって重点プログラムの推進
 - ・国土強靱化に資する民間投資の促進
 - ・国土強靱化に関する国内外への情報発信 等
- 計画期間等の追記
 - ・計画の期間、計画の管理・フォローアップに関する考え方
 - ・脆弱性評価の充実に向けた検討

国土強靱化基本計画に係るプログラム・施策分野の推進方針の検討イメージ

施策分野（12個別施策分野・3横断的分野）

脆弱性の分析（施策ごと）

○各府省庁が実施する施策の有無を把握

+

○施策の進捗をできる限り定量的に評価

- ・ 個別施策ごとに、
 - ① 施策の達成度や進捗を表す指標の設定
 - ② 指標に基づく達成度の把握
- ・ 個別施策ごとに、起きてはならない最悪の事態の回避・軽減のために、何が課題であり、今後どのような施策を導入すべきかについて分析・整理

最悪の事態に照らした脆弱性の総合的な評価

○施策の有無に基づき評価

+

○総合的な評価

- ・ 各プログラムごとに、
 - ① 各プログラムの達成度や進捗を踏まえ、脆弱性を総合的に分析・評価
 - ② 事態を回避するための施策群（プログラム）の整理
- ・ 個別施策の指標を合成した進捗指数の把握

プログラムの推進方針

○政策大綱（第2章）

↓ 基として

○脆弱性の分析・評価の結果、地方自治体等の意見に基づく見直し

[視点]

- ・ 必要な施策
- ・ 施策の緊急性
- ・ 必要な人材等の資源
- ・ 主体間の連携 等

施策分野ごとの脆弱性評価の総合的な評価

○施策の有無に基づき評価

○各プログラムの総合的な評価を踏まえ、脆弱性を総合的に分析・評価

施策分野の推進方針

○政策大綱（第3章）

↓ 基として

○脆弱性の分析・評価の結果、地方自治体等の意見に基づく見直し

※今回の脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」に対する施策について横断的に評価するもの。（脆弱性評価指針）

45の起きてはならない最悪の事態

○地方自治体等の意見聴取

[計画期間]

・ 基本計画の計画期間の設定

国土強靱化基本計画の策定に向けたスケジュール案

